

# 品川区災害対策基本条例の概要【区民向け】

## ◆◆条例における防災の考え方◆◆

災害から生命、身体、財産、暮らし、まちを私たち自身の手で守るため、全ての者が防災に関する目標を共有し、自助、共助、公助に基づき、それぞれが役割を果たし、総力を結集して「しながわの防災力の高度化」を図る。

## ◆防災対策における区民の努め

- (1) 自分と家族の安全を確保する。
- (2) 相互に協力し、地域住民や身近にいる人の安全を確保する。
- (3) 平時より自ら災害に備える。

\* 区は、区民の生命、身体および財産等を災害から保護し、その安全を確保するため、地域防災計画に基づき災害対策を実施し、防災体制を整備する。

## 1. 予防対策における区民の役割

- ①建物などの耐震性、耐火性の確保と風水害等に対する備え
- ②家具の転倒防止、初期消火の備え
- ③生活物資等の備蓄 など

\* 区は、区の管理する施設の安全性の確保、避難所の整備、災害時要援護者および帰宅困難者に対する施策の推進、防災の普及啓発事業等を実施する。

## 2. 応急対策における区民の役割

- ①災害時の安全の確保
- ②初期消火、救出および救護活動
- ③防災区民組織との連携および協力 など

\* 区は、応急体制の整備、避難所の開設を行う。

## 3. 復興対策における区民の役割

- ①生活再建、災害に強いまちづくりのための復興協力

\* 区は国、都、各関係機関等と連携し、速やかに被災した地域の復興に努める。